令和６年度　阪南市留守家庭児童会（ちびっこホーム）の入会募集について

阪南市教育委員会事務局　生涯学習推進室
指定管理者　シダックス大新東ヒューマンサービス㈱

就労等の事由により、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした留守家庭児童会を各小学校に設置しています。

１．対　　象……下校後、午後５時頃まで保護者が就労等の理由で、家庭にいない世帯の児童で市内在住の小学生。なお、就労の場合は、１ヶ月のうち概ね１５日以上働いている方が対象です。その他の事由がある場合は、別途ご相談ください。

２．開設期間……令和６年４月１日～令和７年３月３１日（月曜日～土曜日）の下校時～午後５時
土曜日、学校長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）は午前９時～午後５時

３．延長保育……最大午後７時まで延長保育があります。
土曜日、学校長期休業期間は、午前８時から早朝保育があります。

４．保育料

月～金曜日	月～土曜日	延長・早朝保育料	
6,200 円/1 ヶ月	7,200 円/1 ヶ月	1 時間につき	1 時間につき
２人以上の場合、保育料が低い方の児童の保育料は半額		160 円/1 回	1,600 円/月額

※別途、保険料、教材費、おやつ代等の諸経費が必要

５．減免制度……下記の方で利用料の減免を希望される方は、別途、減免申請書の提出が必要です。

①	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯	保育料の全額
②	住民（市・府民）税が非課税の世帯に属する児童の保護者	保育料の全額
③	住民（市・府民）税が均等割のみの課税世帯に属する児童の保護者	保育料の半額
④	災害その他やむを得ない事由により利用料を納付することが困難であると認められる世帯に属する児童の保護者	保育料の半額

６．入会申請……入会案内、申請書等は、１１月１日以降に各留守家庭児童会、市役所にて入手いただくか、市ウェブサイトからダウンロードしてください。

※現在入会されている方も、新年度以降も引き続き利用を希望される場合は、入会申請が必要です。

◆申請期間……　**令和５年１２月１４日(木)～20 日(水)　午前９時～午後７時**
ただし、１６日(土)・１７日(日)は、午前９時～午後５時

※期間内に定員が満たない場合は、申請期間後も各留守家庭児童会にて受付けます。

◆申請場所…阪南市役所別棟２階第４会議室

入会申請書等はこちらから

【問い合わせ先：入会に関すること】

東鳥取留守家庭児童会	☎072-472-1173	西鳥取留守家庭児童会	☎072-473-0971
下荘留守家庭児童会	☎072-476-3256	桃の木台留守家庭児童会	☎072-487-6712
舞留守家庭児童会	☎072-471-9353	新上荘留守家庭児童会	☎072-496-0340
朝日留守家庭児童会	☎072-473-1498	尾崎留守家庭児童会	☎072-471-7547

【問い合わせ先：留守家庭児童会全般に関すること】

指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス㈱	☎06-6539-2180　☎072-472-1108
阪南市教育委員会事務局生涯学習推進室	☎072-471-5678（内線 2349）※代表番号 ☎072-489-4542　※直通